

精神障害 罰よりケアを

ある「花泥棒」事件の判決から

「被告人を罰金四十万円に処する」

先月二十六日、東京地裁である窃盗事件の公判が開かれた。灰色のスエット姿の被告女性(六五)は裁判官を見つめ、判決をじっと聞いていた。判決によると、女性には昨年十月下旬、東京都練馬区の路上で民家の花壇から花一株(二百円相当)を盗んだ。

民家の防犯カメラに、花壇から花を盗んで袋に入れ、アパートに向かう人物が映っていた。女性はこのアパートに住み、一週間後に逮捕された。「やっていない」と否認したものの、防犯カメラ映像の人物と、女性の特徴が似ていることなどから裁判所は女性の犯行と認定した。

閉廷後、女性は弟(五七)や

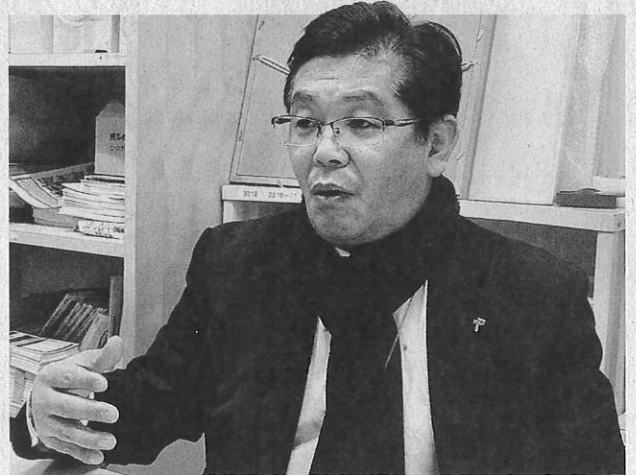
先月、東京地裁である「花泥棒」事件の判決があった。罰金刑を受けた女性は、判決後に入院し、精神障害だったことが判明。家族の話からは、地域社会で福祉のケアを受けられないまま人知れず孤立していた境遇が浮かぶ。専門家によると、女性のようなケースは決して珍しくなさそうだ。どんな支援が必要なのか。(中山岳)

相談した役所「家族で何とかして」

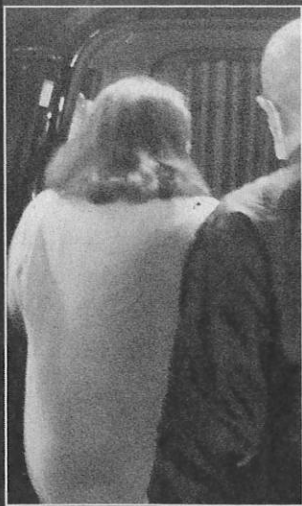
家族と話し合い、診察を受けることにした。弟に「体に気を付けてね。子どもたちをよろしく」と伝え、都内の病院に入院。「統合失調症」と診断された。女性は三十代のころも統合失調症を患っていた。これまでに、他人の畑から大根を盗んだり、スーパーで健康食品を万引したりしたこともあったという。

弟は「自分が盗んだと自覚があるのかもしれないが、病気のためにすぐに忘れてしまった可能性もある。過去に市役所の窓口相談したが『家族で何とかしてほしい』と言われただけ。助けを得られず疲れ切った」と語った。女性は逮捕時、生活保護を受けながら一人暮らしをしていた。通院はしてお

「精神障害がある人の再犯を防ぐためには、福祉のケアや支援が必要だ」と話す五十嵐弘志さん(二)月、東京都千代田区で



らず、障害者手帳も持っていないなかった。定期的の様子を見に行っていた次女(三五)は「部屋が散らかっていても掃除をせず、精神的に調子が悪そうだった。病院に行くことを勧めたが、本人が嫌がった」と振り返



東京地裁であった窃盗事件の公判の判決後、病院に向かう被告の女性(六五)二)月、東京都千代田区で

罪を犯す前に福祉の手届いていれば

裁判で、女性の精神障害は検討されなかったのか。女性の弁護士は「意思疎通はでき、否認するという本人の意思を尊重して、精神鑑定は請求しなかった」と説明する。

裁判後、女性が再び生活保護を受けられるよう支援したNPO法人「マザーハウス」の五十嵐弘志理事長は「逮捕後の取り調べや裁判で、精神障害について検討されなかったのは疑問だ。女性の場合は、裁判で罰則を受けるよりも治療や福祉的なケアが重要ではないか」と感じた。「そもそも事件前、行政などが女性の不調に気付いて治療や福祉ケアにつながられるような仕組みがあればよかったが…」と残念がる。

五十嵐さんは、女性のような境遇で福祉の支援を受けられないまま犯罪をしてしまう人は少なくないと指摘する。五十嵐さんは「障害がある人が逮捕されれば、家族も誰かのサポートを受けなければ疲弊してしまふ。地域社会でケアしない限り、こうした犯罪は繰り返され、被害者は増えてしまふ」と語る。

二)コースの追跡